

九州防衛局広報の発行に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

九州防衛局長 原田 実

九州防衛局広報の発行に関する達

(趣旨)

第1条 この達は九州防衛局広報（以下「広報」という。）の発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広報の名称)

第2条 広報の名称は、「きゅうしゅう」とする。

(広報の範囲)

第3条 広報は、次の各項に掲げる事項について掲載するものとする。

- (1) 防衛施策に関するもの。
- (2) 地方防衛局の業務に関するもの。
- (3) 自衛隊及び在日米軍の活動・役割等に関するもの。
- (4) 防衛施設周辺自治体等に関するもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広報編集委員会が必要と認めるもの。

(委員会の設置)

第4条 広報の充実を図り発行を円滑に行うため、九州防衛局に広報編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は総務部長とし、会務を統括する。

- 2 副委員長は、報道官とし委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その事務を代行するものとする。

(委員)

第7条 委員は、防衛補佐官、総務課・会計課・地方調整課・調達計画課・業務課各課長、各防衛支局総務課長及び各防衛事務所長をもって充てる。

(委員会の事務)

第8条 委員会においては、各号に掲げる事項についての事務をつかさどる。

(1) 広報の編集に関すること。

(2) 広報の編集に必要な原稿の作成、寄稿依頼及び資料の収集整理に関すること。

(3) その他広報編集に必要な事項に関すること。

(委員会の招集)

第9条 委員会は必要に応じ委員長が招集するものとする。

(発行回数)

第10条 広報の発行は、原則として四半期に1回とし、必要に応じて特別号を発行するものとする。

(庶務及び編集責任者)

第11条 委員会の庶務は、総務部総務課において行い、編集責任者は、副委員長とする。

(雑則)

第12条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この達は、平成22年5月13日から施行する。